

## 第3章 滋賀の教育が目指す姿

第1章および第2章において示した教育の課題に対応し、滋賀の教育の一層の推進を図るため、第3章では、滋賀の教育が目指す姿を示します。まず、こうありたいと願う望ましい将来の姿を示し、このような社会を実現する教育の姿、そして人間像を描いたうえで、こうした「人」を育む教育の基本目標を示します。

また、この基本目標に向けた施策の推進を図るための基本的方向性を示します。

### 1 目指す将来の姿

時代が大きく変化する中で、私たち自身の幸せや豊かさを求めながらも、子や孫たちが滋賀の地に誇りを持ち、全ての人の人権が尊重され、幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるように行動していくことが、私たちの世代に求められています。

こうした認識のもと、本県では平成23年(2011年)3月、「滋賀県基本構想『未来を拓く8つの扉』」を策定し、「未来を拓く共生社会へ～人とともに 琵琶湖とともに～」を基本理念に、地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体、企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、暮らしや社会の未来を拓いていくことを目指しています。

この、基本理念のもと、長期的な視点から、ほぼ一世代後となる平成42年(2030年)頃にも「こうありたい」と願う望ましい「将来の姿」を描いています。

#### (1) 暮らしの将来の姿

##### ア 健康

いくつになっても活動的でいられ、幸せな最期を迎えられる社会

##### イ 働く

仕事と家庭や地域生活を両立できる社会

##### ウ 住む

歩いて暮らせる安全・安心で環境と共生する社会

##### エ 学ぶ・育てる

人間性や生きる力を育む社会

##### オ 楽しむ

伝統・文化や自然、地域に親しめる社会

##### カ つながる

交流を深め、支え合う、つながりのある社会

## (2) 地域の視点で描く将来の姿

環境との共生を図りながら、地域特性を活かした産業が展開する資源循環型の地域社会で、自然災害に強く、安心して暮らせる社会

## 2 目指す教育の姿

「自立と共生」に向け、主体性、社会性を育む教育

1で示した将来の姿を実現するための方策については、今日の激しく変化する複雑化・多様化した社会において、これを一律に示すことは難しくなっています。自立した個人が自ら考え、互いに話し合い共生しながら、手順書や模範解答のない問題に取り組み、よりよい答えに向けて一歩ずつ進んでいく「自立と共生」の柔軟な社会づくりが必要です。

その鍵は、個人や地域社会の知識、知恵の量と質を高め、「知」の力が社会や経済を動かす「知識基盤社会」に対応し、それぞれの持つ個性や能力を発揮できる人を育てることにあると考えます。

そのために、各人が自己を高めるとともに、困難にも協力して取り組むことができるよう、その基礎となる主体性と社会性を育てる教育を目指します。

## 3 目指す人間像

上記のように、滋賀の将来像を実現する主体は、そこに生きる「人」であり、明日の滋賀を担う人を育て、そして、人の力を十分に生かすことのできる社会をつくることが求められます。

このため、本県では、進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた「近江の心」を受け継ぎ、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備え、国際社会の一員として活躍できる人を、滋賀が目指す人間像として教育に取り組んできました。

変化を一層速めている今日の社会情勢において、予測される様々な困難を乗り越えていくためには、一人ひとりが自立し、多様な人々と互いに支え合いながらともに生きていくことが求められます。同時に、こうした社会の中におかれているからこそ、私たちの礎としてある滋賀の先人たちの知恵と足跡に学び、それを今に生かしていくことで、よりよい明日、確かな未来を創っていくことが、一層求められているところです。

そこで、これらの視点を踏まえ、これまでの教育のさらなる発展を目指すため、以下の3点を「滋賀が目指す人間像」とします。

### ■ 自立し、様々な人々や自然と共生できる人

一人ひとりが基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、これらを活用して論理的に思考し、自主的に判断し、それを表現できる力を育み、自立して生きることのできる人を育てます。

そして、個人や社会の多様性を尊重し、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、自然と調和しながら支え合いともに生きていくことのできる人を育てます。

### ■ チャレンジし、新しい時代を切り拓く力を備えた人

社会の変化の中で、自らに誇りを持ち、描く夢や目標に向かって勇気を持ってチャレンジし、新たな価値を創造していくことのできる力を持った人を育てます。

### ■ 「近江の心」を受け継ぎ、地域社会に貢献できる人

進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた「近江の心」の精神を受け継ぎ、地域に愛着を持ち、貢献できる人を育てます。

「近江の心」とは、

- 中江藤樹先生の言葉である「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の言葉にある異文化を理解する心
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然を大切にしてきた近江人の環境を大切にする心

## 4 計画における教育の基本目標

「滋賀が目指す人間像」に向け、本県ではこれまで、子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさ身に付けることができるよう、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」を教育の基本目標として取り組んできました。

この基本目標は、子どもの生きる力を育てる不易の指針であり、今後も、この目標に向けて引き続き取組を進めていくことが求められます。

また、これからの時代において、生きる力をさらに育てていくためには、多様

化する教育課題に対応できるよう、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支えていくことが一層必要です。さらに、学校だけでなく、生涯を通じ主体的に学び、その成果を社会に還元し、互いにつながり、絆を深め、よりよい社会を築き上げていくことも、これまでも増して求められています。

こうした取組により、人と人が学び合い、支え合い、共に育つことができるようになり、そして、こうした社会がそこに住む人々のさらなる学びや育ちへとつながっていきます。

この教育の循環の輪を太く、強くしていくために、滋賀の教育の基本目標を、次のとおり掲げます。

「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり  
～学び合い支え合う『共に育つ』滋賀の教育～」

### <3つの基本的方向性>

基本目標に向けた3つの基本的方向性を設け、施策の総合的な推進を図ることとします。

#### (方向性1) 子どものたくましく生きる力を育みます

激しく変化する社会の中で、子どもが新しい時代を切り拓き、郷土への愛着と誇りを持ってたくましく歩んでいけるよう、一人ひとりの能力や個性を伸ばし、人間力を培うことが求められます。

学習指導要領の理念を踏まえ「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育み、自らを高めていける自立した人、多様性を認める共生の中で力を合わせ課題に取り組むことができる人を育てていくことが必要です。

そのためには、自ら学ぶ姿勢や態度とともに、相手の意見を「聞く」力、コミュニケーション能力、その基盤となる言語力などを身に付けさせ、主体性と社会性を育てることが重要です。

また、子どもが将来、社会において自立し、社会に参画して、豊かで生き甲斐を感じられる生活ができるよう、勤労観・職業観等の価値観の確立や自己の実現が図られるよう、導いていくことも大切です。

こうした点を踏まえ、「子どものたくましく生きる力を育む」教育施策を推進します。

## (方向性2) 子どもの育ちを支える環境をつくります

教育の一層の振興を図るためには、子どもと日々向き合う学校や家庭、地域が、教育力を一層発揮するとともに、そのための環境づくりを進めることが求められます。

魅力と活力ある学校、信頼される学校づくりを進め、教職員の教育力の向上を図るとともに、社会全体で子どもを育てていくことができるよう、学校と家庭、地域が一層連携し、全ての人々が教育に関わっていくことが必要です。

また、東日本大震災や、子どもの「安全・安心」を揺るがす事故・犯罪の発生は、学校防災・防犯対策、子どもが自らの命を守る防災・防犯教育の必要性を浮き彫りにしています。

深刻ないじめの現実からは、何よりも子どもの最善の利益を確保すべきことや、教育に関わる全ての人々が力を合わせるべきことが、再認識させられたところです。

こうした点を踏まえ、「子どもの育ちを支える環境をつくる」教育施策を推進します。

## (方向性3) すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興します

人はその生涯を通じて学び、育ち、自らの向上と自己実現に向けたそれぞれの歩みを進めています。こうした主体的な学びの場を充実させ、生涯学習の一層の振興を図ることが求められます。

これからの時代においては、学びの成果が社会に還元されることや、スポーツなどを通じて、人と人、人と社会のつながりを育み、さらには、全ての人々が共に育ち、よりよい社会を創っていくことを目指し取り組んでいくことが必要です。

人口の減少や少子化・高齢化などの社会の変化に伴い、性別や年齢を問わず、一人ひとりが生涯を通じて社会的課題への学びを深め、その力を発揮し、社会に参画していくことが、一層求められるようになっていきます。

また、本県の豊かな自然や歴史、文化に学ぶことは、人生に豊かさと潤いを与え、郷土への愛着や誇りを育むことにもつながります。

こうしたことを踏まえ、「すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する」教育施策を推進します。